

岩手県告示第 734 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡滝沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村大字鶴飼字諸葛川 13 番 7 地先から 2 番 4 地先まで	新	m 22.0～22.0	m 135.1
	旧	18.0～10.0	135.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 19 年 10 月 23 日から同年 11 月 23 日まで